

平成21年度

地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・
NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業
募集要綱及び同実施要領

平成21年6月5日

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

チーム・マイナス6%運営事務局

平成 21 年度地球温暖化防止国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業 募集要綱

(目 的)

第 1 条 地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業（以下「本事業」という。）は、「チーム・マイナス 6%」に参加しそれぞれの地域で活躍する NPO・NGO 等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費を支援することにより、民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させ、地域における低炭素社会づくりに向けた具体的な地球温暖化防止活動の実践を促すことを目的とする。ついては、地域において地球温暖化防止活動を行う NPO・NGO 等、または「チーム・マイナス 6%」の事業である「ストップ温暖化『一村一品大作戦』全国大会 2009」において大臣表彰を受けた団体（最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞を受賞した団体）と連携を行うこととする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「メディア」とは、新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局、タウン誌出版社等、自前の広報媒体を有する団体をいう。
- 二 「チーム・マイナス 6%」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 10 条にいう地球温暖化対策推進本部が行う地球温暖化防止に係る国民運動の愛称をいう。

(申請案件の要件)

第 3 条 本事業の対象となる案件は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 温暖化防止活動に取り組む NPO・NGO 等との連携の場合
 - 一 NPO・NGO 等の民間団体が実施する活動の基本的な部分が自立していること。
 - 二 メディアがその事業をどのような手段で支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。
 - 三 情報発信をする対象が特定されていること。
 - 四 情報発信をする対象に対し、新たな行動を喚起する高い効果があり、かつ、その情報発信した効果について、具体的かつ定量的な評価方法が示されていること。
 - 五 本支援事業を実施することで見込まれる CO₂ 排出削減量の算定式が示されていること。
 - 六 支援決定通知日から平成 22 年 2 月 12 日（金）迄の間に効果測定まで実施できること。

なお、本事業の実施に当たっては、例えば、地域の温暖化防止の取組を推進する目的でチーム・マイナス 6%（環境省）が実施する「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」にエントリーしている民間団体と連携や、今まで本事業への応募を行ったことのない NPO・NGO 等

の民間団体との連携を図っていくことも重要であることから、連携支援の申請に当たってはそうした部分についても可能な範囲で配慮すること。

「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」事業の詳細は、下記地球温暖化防止活動推進センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jccca.org/daisakusen/>

②「ストップ温暖化『一村一品』大作戦 全国大会2009」大臣表彰団体との連携の場合

- 一 メディアがその事業をどのような手段で支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。
- 二 情報発信をする対象が特定されていること。
- 三 情報発信をする対象に対し、新たな行動を喚起する高い効果があり、かつ、その情報発信した効果について、具体的かつ定量的な評価方法が示されていること。
- 四 本支援事業を実施することで見込まれるCO₂排出削減量の算定式が示されていること。
- 五 支援決定通知日から平成22年2月12日（金）迄の間に効果測定まで実施できること。

<「一村一品」全国大会2009大臣表彰団体等>

最優秀賞

団体名：京都市立雲ヶ畑中学校

取組名：二酸化炭素 8割減らす まき暖房

金賞

団体名：雪国住宅研究会

取組名：雪で暖房、“気持ちイイ”暮らし

銀賞

団体名：農事組合法人 高知バイオマスファーム

取組名：維新ぜよ！新（森）農業の風が吹く

銅賞

団体名：沖縄県立都総合実業高等学校 環境班

取組名：そばとサトウキビのグーな関係でいこう！

なお、詳細は、下記の地球温暖化防止活動推進センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jccca.org/daisakusen/>

- 2 前項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(申請者)

第4条 本事業の支援を受けようとするNPO・NGO等の民間団体及びメディア（以下「申請者」という。）は、申請を連名で行わなければならない。

(申請書等の提出)

第5条 申請者は、以下に定める書類を別紙様式1～4に基づき作成し、実施要領に定める本事業の事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- 一 申請書
- 二 企画提案書
- 三 要求経費積算
- 四 事業実施団体の概要

(申請の期限)

第6条 第5条に定める申請書及びその他の書類は、平成21年6月30日（火）までに実施要領に定める事務局に提出されなければならない。

- 二 支援要求額は、1案件につき5百万円（税込）を上限とする。

(対象案件の選考)

第7条 本事業で支援する案件は、申請された案件の中から別に定める選考委員会において選考し、採択の可否を決定するものとする。

- 二 前項の選考委員会における選考の結果については、速やかに申請者に伝達するものとする。

(精算払手続資料の提出、支払)

第8条 申請者のうちメディアは、採択された案件を完了したときには、平成22年2月27日（金）迄に事業報告書及び請求書を事務局に提出しなければならない。

- 二 事務局は、前項の事業報告書及び請求書を提出された申請書等と照合し、内容が妥当である場合には、申請者のうちメディアに対し、請求された額を平成22年4月30日（木）迄に支払うものとする。

- 三 事務局は、申請者のうちメディアに対し、必要に応じて第1項の事業報告書及び請求書の補正を命じることができる。

(その他)

第9条 本事業の実施にあたり本要綱の定めによりがたい事態が生じた場合には、環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室と事務局が協議をして対処するものとする。

平成 21 年度地球温暖化防止国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業 実施要領

1. 目的

この実施要領は、地球温暖化防止国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業募集要綱（以下「要綱」という）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の募集の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

2. 支援対象経費、支援対象外経費

支援対象となる経費は、「適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費」（募集要綱第 1 条）であり、具体的には「メディアが支援又は広報する部分（広報媒体費及びそのための情報発信素材制作・編集費、なお広報効果の測定にかかる費用も含む）」にかかる経費とする。

NPO・NGO 等の民間団体による活動そのものにかかる経費については支援対象外であるほか、以下の経費は対象としない。

- ア 机、椅子、複写機等申請者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- イ ホームページの開設・運用及び機関紙等の発行など、申請者の活動基盤を整備するための経費
- ウ 事故・災害の処理のための経費
- エ その他本事業の実施に関連性のない経費

3. 事務局

要綱第 5 条第 1 項に定める本事業の事務局を以下に定める。

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6 麹町 PREC ビル 3 階

チーム・マイナス 6% 運営事務局 連携支援事業係

TEL : 03-5226-1153

E-mail : info@team-6.net